

民間資金等活用事業推進委員会
第28回総合部会
議事録

日時：平成21年10月15日（木）

16:00～18:00

場所：中央合同庁舎第4号館2階共用第3特別会議室

山内部会長 お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから「民間資金等活用事業推進委員会総合部会」を開催いたしたいと思っております。本当にお忙しいところ、まことにありがとうございます。

現状の出席状況なんですけれども、定足数が 11 名なんです。今ここに御出席の方は 10 名なんですけれども、一応予定では 12 名の委員に御出席いただく予定になっております。まだお見えになっていない委員もいるということなんですけれども、仮にこのまま 11 名そろわない場合は、定足数の過半数に達しませんので、正規の総合部会ではなくて検討会として議事を進めるということになります。仮に 11 名そろった時点で正規の総合部会ということとして議事を進めたいということでございます。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、早速ですけれども、議事に入りたいと思っております。

ずっと条項例案について議論してきたわけなんですけれども、この総合部会で春先から、委員、実務担当者の方々に御議論いただいてまいりました。できれば今月中に総合部会としての当面の取りまとめというものを行いたいと考えております。本日が一応最終ではありますけれども、もしも本日で議論がまとまるようであれば、本日で当面の取りまとめさせていただきたいと思っております。こういうことなのでよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、本日の資料ですけれども、条項例案について前回の総合部会で、委員、実務担当者の方々からいただいた意見をもとに、表題も含めまして、幾つか修正をさせていただいております。そのほかにも追加の資料が幾つかあるようでございますので、まずは事務局に資料の説明をお願いした上で、各委員、実務担当者の方々から意見を伺いまして、議論していきたいと思っております。

今、J 先生が見えられたので、11 名、これで定足数を満たしましたので、今日は部会が成立しておりますことをここに報告させていただきます。

それでは、事務局の方から御説明をよろしくお願いいたします。

事務局 それでは、説明させていただきます。

資料 3 の一枚紙で、資料 1 の主な修正事項というのを示させていただいております。この資料 3 と資料 1 をごらんいただきながら説明させていただければと思います。

まず、資料 3 の方で、資料 1 の主な修正事項、1 番、標題を「PFI 標準契約(案) - 施設整備型・サービス購入型を中心に - 」とし、留意事項及び「標準契約(案)の対象について」を追加したということで、資料 1 をごらんいただきますと、標題と日付は御案内のとおりでございます。

1 枚めくっていただいて、留意事項というのを新たに追加させていただいております。読み上げさせていただきます。

本「PFI 標準契約(案) - 施設整備型・サービス購入型を中心に - 」(以下「標準契約(案)」という。)は、国が PFI 事業契約の締結に係る実務上の指針の一つとして

作成したものである。本標準契約（案）は、国以外の者が実施する P F I 業務においても参考となる。

本標準契約（案）は、次に掲げる「主な想定」の下で作成したものである。P F I 事業には多様な事業スキームがあり、また、契約は事業の状況に応じて工夫する必要があるため、本標準契約（案）のみに従って契約を作成するものではなく、事業スキームに適合した契約を作成するように留意する。

（ A ）及び（ B ）が併記されている条項（第 28 条等）は、（ A ）又は（ B ）のいずれか適切な条項を選択して規定が設けられることとなる。

[]（第 1 条第 9 項、第 50 条第 1 項等）の中には、[]内に記されている事項及び注を参考として、適切な内容を記載することとなる。

「別に定めるところにより」と記されている部分（第 50 条等）については、それぞれの事業の状況に応じて、例えば別紙の形で適切な事項を記載することを想定しているものであり、この標準契約（案）の中には、その内容の詳細について示していない。

以上でございます。

これはローマ数字の ページですが、1 枚めくっていただくとローマ数字の ページでございます。この標準契約（案）の対象について、以前、資料として提出させていただいたものをここに新たに追加ということで、事業内容、運営段階の業務による分類、新築、中規模、サービス購入、B T O、この黒塗りの部分が想定する類型であるということを示させていただいたものでございます。

それから、右に目次が付いております。（ 1 ）の目次でございます。10 条以下に下線が付いておりますけれども、10 条から 12 条にありました監視職員、事業代理人を 18 条の注として整理いたしました結果、以下、すべて 3 条ずつ繰り下がっているという状況でございます。

次に、めくっていただきまして、目次を飛ばして、中身の 1 ページ、算用数字の 1 ページのところをごらんいただければと存じます。

資料 3 の一枚紙では 2 番のところでございます。

P F I 法及び基本方針について、略称を明記したということで、1 ページのところでは「P F I 法」と「P F I 基本方針」という略称を明記させていただいたところがございます。

続きまして、資料 1 の 6 ページをごらんいただければと存じます。6 ページのところ、8 条の 2 項を追加でございます。管理者等は、選定事業者がこの事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、金融機関等から融資を受け、又は選定事業者の株式若しくはサービス対価請求権その他のこの契約に基づき選定事業者が管理者等に対して有する債権に担保権を設定する場合には、選定事業者に対して、当該融資契約書又は担保権設定契約書の写しの提出及び融資又は担保に係る事項についての報告を求めることができるということで、関連する規定といたしましては、まず、12 ページをごらんいただきま

すと、工事期間中の第三者の使用という条項がございまして、19条2項におきましては、工事期間中に第三者との業務委託契約書、工事請負契約書の写しの提出報告という規定がございまして、また、維持管理期間中につきましては、37条の2項という規定がございまして、37条2項で業務委託契約書、業務請負契約書の写しの提出、維持管理・運営体制に係る事項についての報告を求めるということで、8条と19条2項と37条2項が、それぞれ類似の条項を資金調達、建設、維持管理の段階で設けていると、そんな状況でございます。

続きまして、9ページをごらんいただければと存じます。

4番、近隣住民に対する説明に関する管理者等の責任について表現を整理したということで、15条第1項では、選定事業者は、その責任及び費用負担において、近隣住民に対して、PFI施設に係る工事に関する説明を行わなければならないということで、3項で、第1項の場合において、業務要求水準書で定めたPFI事業の内容及びPFI施設の規模に関する事項に関する説明は、管理者等の責任とするということで、4項以下に、1項の説明、2項の対策というのがありますので、3項の内容を、全部1項の中に入れてしまいますと、その第1項の説明というのがもう一つ不明確になりますので、その意味で表現の整理をさせていただいたというものでございます。

それから、11ページをごらんいただければと存じます。11ページの18条の(注2)が、前回、実は本文の中で10条から12条としてお示しさせていただいたものを注の形で整理させていただいたものでございます。

ここで、あれこれ飛んで恐縮ですが、資料4という分厚い資料がございまして。既存の契約の取扱いをごらんいただければと思いますけれども、資料4の113ページでございまして。113ページで、監視職員、事業代理人とか、そういう関係者の規定を集めてみたものでして、まず、文部科学省においては、10条のところですが、設計の責任者、更に、従事職員に関する規定を設けて、従事職員の異動があった場合は報告したり、あるいは一番下の行で交代請求するという規定がございまして。

それから、次に、東京税関の大井、114ページにおきましては、114ページの一番上の線のところで、「発注者」が「監視職員」を置く。「事業者」は「総括代理人」を置くと。これに加えまして、管理について、115ページの82条、下のところですが、維持管理・運營業務全体を総括する「管理統括責任者」を定めるという規定もございまして。

それから、116ページをごらんいただきますと、東京国際空港におきましては、監視職員と、15条は、事業者の総括代理人の規定がございまして。

それから、117ページをごらんいただきますと、島根あさひにおきましては、総括業務責任者を置くということで、国の職員に関する規定は設けられていないという状況のようでございます。

それから、118ページ、仙台市の事例におきましては、まず、仙台市は、従事職員を報告して、不適当な場合には交替請求ということでございます。

それから、119 ページ、千葉市の給食センターにおきましては、総括責任者、業務責任者、業務副責任者、食品衛生責任者を選任するという規定がございます。

また、西部の振興ふれあい拠点では、事業者が総括責任者と業務責任者を定めるという規定がございます。

それから、120 ページ、見ていただきますと、川井浄水場におきましては、公共の場合の監視員と、選定事業者の場合の総括代理人という規定が 31 条に置かれている。ざっとそんな状況でございます。

資料 1 の条文の方、資料 1 の 11 ページにお戻りいただければと存じます。

(注 2) という整理をいたしまして、点線の部分が新たに書き加えた部分でございます。読ませていただきますと、管理者等及び選定事業者の権限の委任に関する事項を明確にする必要がある場合には、次の条項を設けることも考えられる。この場合において、建設・維持管理の各段階における事業代理人の変更が円滑に進まないことがないように留意する必要があるとともに、事業代理人の要件、選任の手続等について、あらかじめ、業務要求水準書で規定することも考えられる。

次の第 条の下に...となってますけれども、この点線の部分が前回の 10 条、12 条から更に変更したところでございます。監視職員のところは大体一緒ですけれども、4 項の 2 行目に「承諾及び要請」というのがありまして、前回「解除」がありましたので、「解除」を削除しまして、事業者の場合と権限を並びにしたというものでございます。

めくっていただきますと、12 ページの事業代理人のところ、2 項を変更しまして、2 項の下の方では、業務要求水準書の定めるところにより、この契約に基づく選定事業者の権限を行使することができるということで、「一切の権限」とあった部分を修正させていただいたものでございます。

それから、3 項では、「選定事業者は、2 名以上の事業代理人を置き、権限を分担させたときにあっては」ということで、これは管理者の規定と並びで、権限の分担に関する規定を置かせていただいたと、そんな中身でございます。

続きまして、同じ資料で 27 ページをごらんいただければと存じます。27 ページは、物価変動に基づく施設整備に係るサービス対価の変更の規定でございます。この規定におきまして、次のページ、28 ページをごらんいただきますと、28 ページのところ、(注 1) 第 1 項及び第 2 項については、契約締結時の物価が基準となるという、この注を追加させていただいたところでございます。

それから、資料 3 の一枚紙では 7 番目の項目でございます。7 番目の項目、維持管理・運営段階における解除の場合の違約金について、事業ごとに適切に設定する必要がある旨をより明確化したということで、これは 30 ページをごらんいただければと存じます。

30 ページ、管理者等の解除権でございます。管理者等の解除権で、1 項は解除することができる。2 項は違約金の規定で、違約金の規定の 31 ページの一番頭の 2 号が維持管理・運営段階で解除された場合の条文でございますけれども、ここに残存期間に相当する

額を書いていたんですけれども、（注3）に書かせていただいたように、残額に相当する額とか、残存期間とか、1年とか、いろいろ考えられ、かつ、事業内容及び工事、維持管理・運営のサービス対価の額に応じて、事業ごとに適切に設定する必要があるということで、こういう修正をさせていただいたところでございます。

それから、8番でございますが、同じページの31ページの57条、いわゆる任意解除の規定でございますが、ここの（注）の1行目で、損害賠償について、任意解除も不可抗力も法令変更もありますので、「解除の事由を踏まえつつ」というのを追加させていただいたところでございます。

それから、9番目、65条でございます。65条につきましては、35ページでございます。35ページは、選定事業者が第三者と締結する損害賠償額の予定の条文でございますけれども、次のページにわたっていますが、次のページに、前はこれに「管理者の承諾」というのがあったんですけれども、その部分を抜きまして、「第三者に現に生じた損害であって、通常妥当と認められるものの額に限る」という表現にさせていただいたところでございます。

それから、37ページでございます。関係者協議会の条文でございます。関係者協議会、68条の（注1）を追加させていただきまして、「この契約の解釈又はこの契約に定めのない事項について疑義が生じた場合には、PFI法及びPFI基本方針を踏まえて検討を行う」という表現を追加させていただいております。

資料1の修正は以上ですけれども、追加資料として資料4をごらんいただければと存じます。

資料4の16-54ページをごらんいただければと存じます。金融と保険に関する規定、ガイドライン全般について整理させていただいたものでして、16-65ページをごらんいただければと思います。

16-65、契約関係の例という横長の表が載っておりますが、これは契約ガイドラインに掲載されている図でございます。現在御検討賜っておりますのが、真ん中の太字にある「管理者等」、「選定事業者」との間の「PFI事業契約」、これを中心に検討を行っていただいているわけでございます。当然、関連する契約としては、左上に3番とある「直接協定」でありますとか、直接協定からちょっと右下にあります「融資契約」、「担保関連契約」、更には「選定事業者」とその右側にあります「保険会社」との「保険契約」、いろいろなものがあるわけでございます。こういうものがPFI事業契約の中でどういうふうに取り扱われているかということですが、まず、契約ガイドラインをごらんいただきますと、同じ資料の16-57ページをごらんいただければと存じます。

16-57ページは、一番下に記述とあるだけで、次のページをごらんいただきますと、16-58から16-59につきましては、直接協定、融資契約、担保関連契約、更に、資金調達の考え方、こういうことに関する記述が行われているわけでございます。

それから、16-60ページをごらんいただきますと、16-60ページにおきましては、金

利の固定の記述があった上で、借入金相当額について、16 - 60 の線が引いてあるところから、次の 16 - 61 ページにかけまして、金利上昇局面における金利差相当のリスクの負担についての記述がされているというところでございます。

それから、16 - 61 ページ、一番下では直接契約でありまして、直接契約には次のような規定が置かれるということが 16 - 62 ページの上のところに記述がございます。

それから、保険加入義務ですけれども、保険加入義務につきましては、加入すべき保険の種類、内容について、付保を義務付けるという点が 3 番として示されておりまして、更に、付保の手続について 16 - 63 で示されているということでございます。

このようないろいろな契約ガイドラインの規定に従いまして、それを踏まえまして、16 - 54 以下、これは資料 1 と同じものを抜粋したものですけれども、権利義務の処分、更に資金調達、あるいは不可抗力における損害で、保険でてん補された部分を除くという記述、更に 16 - 56 ページにいただきますと、金利変動に伴うサービス対価の変更、更に 67 条のところでは建設工事保険、そして直接協定が 72 条と、非常にあちこちにおいて恐縮なんですけれども、こんなことで規定をさせていただいていると、資料を作らせていただいているというところがございます。

それから、続きまして、16 - 66 ページをごらんいただければと存じます。「通常妥当」というものに関する資料でございます。「通常妥当」という表現を幾つか使わせていただいております。

16 - 67 ページをごらんいただきますと、公共工事の約款におきましては、工事材料に関する、あるいは建設仮設器具について通常妥当という表現を用い、そして解説では、16 - 67 ページの一番下ですけれども、「通常妥当」とは、工事材料については、中等の品質という意味である、という記述がございます。

それから、次のページをごらんいただきますと、土地収用法の規定で、法律の中で移転料の請求がありまして、次の四角の中で、政令の中で、移転料は、通常妥当と認められる移転先に通常妥当と認められる移転方法によって移転するという政令がありまして、それについて、解説書には、下線の部分にありますように、その想定に当たっては個別の被収用者の主観的事情を斟酌すべきではなく、社会通念に基づき、一般普通人がとるであろうもっとも合理的な行動を予想して、客観的に想定すべきである、という記述がございます。

それから、16 - 69 ページ、違約金への充当。56 条のところでは、一応違約金に充当することができるという規定にさせていただいておりまして、実はこれは公共工事の約款と同じ条項の表現ぶりです。公共工事の約款のところの解説におきましては、一応下線にありますように、「充当できる」としたのは、契約保証金に代わる担保については、発注者が有価証券の換金や銀行等への保証請求を行う前に、違約金の支払いを請求者に請求する選択肢を残したからである、という記述があるという状況でございます。

あと、一番表に付いてある議事次第の紙をごらんいただければと思います。総合部会議事次第と付いているものでございます。ここの中で、資料 1 から 4 までざっと御説明させ

ていただきましたが、5から9まで、いろいろな方からいただいた資料をいただいた時系列順に付けさせていただいております。いただいたものをそのまま配布させていただいたということで、資料5から8につきましては、実は前回ベースの第何条となっております、10条以下が3条、条ずれしたままの記述で載せさせていただいております。また、資料9につきましては、現在の資料1の条文に対応した条となっているという状況でございます。その点を御容赦賜ればと存じます。

とりあえず私からの説明は以上とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

山内部会長 どうもありがとうございました。かなり急いでいただいてありがとうございました。

というのは、まず、議論いただくんですけれども、A委員からまずは御意見を伺いたいと思います。

A専門委員 済みません。途中で退出しますので、最初に意見を申し上げさせていただきます。

私、提出資料に幾つか書いてございますが、時間の関係で2つだけ申し上げさせていただきます。

1つは、全体的に性善説に基づいて書いてあるような感じがしまして、例えば14条なんです、管理者と民間選定事業者で協議をして、その協議なんです、何日を経過しても協議が整わない場合には、管理者等はこれこれについて定め、選定事業者に通知するという形でありますので、時間を区切って、そこまで結論が出なければ、管理者が決めて通知をするという考え方は、後々、現場で混乱を招くのではないかなという感じがします。

こういう項目が全体で10以上あるんですね。例えば、後ほどありますが、法令変更等の場合のそれについても、これはかなり大きな話なので、それでも時間を区切って、結論が出なければ管理者が通知するというのは、双務契約という立場からすると非常に混乱を招くのではないかなという感じがします。

かといって、延々と協議をして結論が出るまで協議をやるというのは、なかなか事業が進まない。私もいろいろ考えたんですが、どういう方法がいいのか。どこかでスパッとそここのところを決める仕組みが必要なので、次に具体的にどういう方法がいいのか、いまだに頭の整理ができないままに書いたんですが、少なくとも時間を区切って、協議が整わない場合には、管理者が決めて通知をするという項目だと、イコールフットイングな議論ができないのではないかなという感じがします。これが第1点でございます。

それから、第2点でございますが、今回議論になっております監視職員、これは18条の注のところでございますが、これはいろいろ議論があるところだと思うんですが、選定事業者が事業代理人等を置いて責任体制を明確にしているということなので、管理者の方もだれがその責任者かという形で、そういう形の責任者を置くというのは望ましいことではないかなと、私はむしろ前向きに考えたいと思っております。

例えば、21条の工事の中間確認等で、管理者等は予め選定事業者に通知を行うことな

く工事現場に立ち会い、いろいろ説明を求めることができる。特に今、複雑な事業だと、いろんな管理者の中にいろんなセクションがあるわけなので、いろんな人が来られて、21条の3項に基づいて来ているんだという話であっても、これも選定事業者の方も困るかもしれない。したがって、管理者の方も何かそこのところについての体制をきちんとした形で、この方が一番そこの責任者だよと。民間でいくと、事業代理人に当たるものがこの人ですよという形をきちん決めていただいた方が私はいいのではないかと思います。

ただ、2つございまして、1つは、私の意見書にも書いてありますが、「監視職員」という表現はいかにもまずいのではないかとというのが1つと、そういう点でいきますと、ここがいかなる権限を持つのかという形は重々考えていただいた方がいい。私は、この標準契約書、ありがとうございます、標準契約書という名前にしたので、それなりの形を作るように頑張りたいと思いますが、という形を契機としてこういう形を置くというのは、私は意味があると思いますし、こういうことこそ、逆にいくと、パブコメで聞いて、実際の行政と民間、どういう形がいいんだというのをむしろこういう形で聞くというのが必要じゃないかなと。

以上、とりあえず2つだけ申し上げさせていただきました。

山内部会長 ありがとうございます。

それでは、そのほかの方、いかがでしょうか。どうぞ。

B委員 関連じゃなくていいですか。

山内部会長 いいですよ。

B委員 タイトルを変えていただきまして、どうもありがとうございます。

でも、ちょっと気になったんですけれども、副題の施設整備型・サービス購入型だけを読んだら、例えばDBFO型の道路もこれに該当すると言えなくはないと思います。インフラ等への発展を考えるいくつか問題があると思います。まず、PFI標準契約として副題だけこう付けてしまったら、主題のPFI標準契約だけが一般に引用されるのではないかと思います。例えば、これに1を付けてPFI標準契約1にし、2が出るか、3が出るかはまだ分かりませんが、主題で識別していただくという案があると思います。

また、副題ですが、その後のローマ数字の ページのところ、「運営段階で庁舎、宿舍等の公用施設」という書き方がされています。施設の分類として、それこそ法律の中にも幾つかありますが、そういう形で明記していただいた方が分かりやすいと思います。今回のものでは、都市計画法等に関するものは余り入っていませんが、インフラの場合だったらそのような条項が入ると思います。そのようなことを明確に識別していただいた方がありがたいかと思います。

A専門委員 今おっしゃるとおり、サービス購入型を中心にとという標準契約書なので、これが絶対唯一の標準契約書みたいにもし考えられるとすると、確かにまずいので、例えば施設整備型・サービス購入型スキーム版とか、そういう形にすれば。おっしゃるように、これを中心にとすると、これが絶対、唯一無二ですよ確かに誤解されるかもしれませんが

ね。おっしゃったように、これはその中のこういうスキームのものについての標準契約書ですよという形を分かりやすくした方がいいかもしれませんね。

〔委員〕今の件というのは前回も私は申し上げたんですが、ちょっと複雑なことがあるので、実は資料5から9までの方の御説明を受けてからと思ったんですが、私、2005年に資料がございまして、その中で事業分類というのは議論を進めていく上で必要であろうということで、ちょっと古いかもしれませんが、自分の方で御用意しまして、見ていただいた上で。そこで、赤で記した分がちょうど今回のに該当するのかなという。

それで、今御意見にあったように、どのぐらいの分類になるだろうかと考えますと、それが法律的にそれぞれ違う事情が入ってくるということになりますと、それぞれ標準契約と言っても置き換えるような形で変えていかないと非常にまずいということになるだろうと思うんですね。

たまたま今お配りした中身で申し上げますと、1ページ目が1)から4)まで、大体ここであれなんですけど、次のページを見ていただきますと、5)、6)とありますが、これまで一般的な参考書で言われてきたものがBOT、BOOT、BTO、BOO、BLOT、それとDBFO、今御指摘ありましたが、その他RFO、こういうのが私の目から見ますと、どうもよく分かりにくいところがありまして、それを更にはっきりさせるような形で、1)から4)まで、実はそれだけではちょっと足りないところもありまして、それには、今回の分は、恐らくBTOという格好で言われているんだと思いますが、Oは2つあって、オペレーションとオーナーシップのOということだろうだと思いますが、それで言いますと、今回の標準契約書(案)というのは、いろんな分類の中のまさに1丁目1番地になるだろうと思うんですね。

そうすると、今回、事務局で資料をいただいたものには、「一般」という言葉がありますが、一般という、要するにこれは業種の中身。前回ですか、これは要するに特定の港湾だとか、ごみだとか、あるいは空港なんかもあるかもしれませんが、それぞれ特徴のある業種ですと、それなりの特殊な事項が入ってくるかもしれませんが、そういうものを考えない、ごくごく一般的という意味で汎用的なものであって、なおかつ、1)で赤で塗っていますが、単一事業型、複数の事業が組み合わさっているものではなくて、単一で非常に簡単な構造。

2番目に収入から見た。これは前回もありますように、サービス購入型。このほかに、受益者からいただくその組合せというのがあるわけですが、今回は一番単純に公共側が費用を負担するとなっています。

その次に、施設整備なんですけど、これについて言いますと、新設をする場合、ほかにも現実にもう既にありますけれども、既設の施設を一たん壊して新たに作る。それは場所を変えたり、同じ場所だったりすることもありますけれども、そういう形もあるし、既にある施設を用途変更のために改修して使うというケースもあります。すると、ウエートが違ってくるわけですね。それぞれの事業の段階ごとに。そういうことで、3)のような分類

の仕方もある。

業務の中身で言いますと、4)ですけれども、今回の分は一般的には箱物といわれているわけですが、箱物の場合に、施設を造るということですが、施設という場合にでも、次のページにもちょっと触れていますが、構造的な建物を造る場合と、中に入れる設備。これも病院なんかですと、例えばCTなんかのように非常に高いものもございいますから、そういうものも含める場合にはかなりウエートが違ってくるわけですね。それをどういう格好でやるか、あるいはその責任をどういうふうにつか。これは触れておく必要があるケースも出てきますが、そういう意味で見ますと、4)で一番その中では単純な、施設を造って、その施設をPFIの事業期間中ずっと維持管理していく。しかし、中核の業務はやらないというような、箱物の典型ということも想定になるかと思えます。そういう意味で、後で申し上げようと思ったんですが、参考のために見ていただければと思います。

単純に1から4、あるいは1から5になるかと思えますが、分類しますと、言ってみれば、それぞれの掛け算だけケースが出てくるわけですね。それだけ複雑になってくるわけですが、複雑になりますよと。ただ、その他の今回の標準契約以外は、今後、順次、実際の経験も踏まえてだんだん増やしていくということになるか、というよりは、ならざるを得ないだろうと思えます。そういう前提でこの類型を考えていただく。そういうことで、今の御指摘については、そのところを明確にするということだろうと思えます。

山内部会長 ありがとうございます。

そうすると、Cさんの資料にあるようなことが明確になるような副題を付けて、しかも、全体の中でここですということが分かるようにね。

C委員 ええ。それはローマ数字の ページにもお書きいただいていますから、大体基本的な考え方はこういうことなんです、このところをもうちょっと整理してということでございます。

それについて具体的に申し上げますと、1の 新築と修繕ということですが、具体的に見てみますと、新築と修繕の間に改築と増築という3つに分けられる。これは金額によって大分違いますので、ここはすぐに直していただければ。

その次に、事業規模で小規模、中規模、大規模とありますけれども、これは、もちろんこういうことがあって、そのところが気になって書かれているのはよく分かります。ただ、法的な意味で考えますと、何が小規模、中規模、大規模なのか、その境界だとかその位置付けというのは非常にややこしいことになるかと思えますので、 に関して言えば、ここで書いてあるのは、中規模程度の事業を想定していますよと。それより小規模であれば、もっと簡単な契約なりになる。あるいは大規模になれば、更に補足する事項が出てくるでしょう。そういうことに留意して考えてください。そういうことを前文か、後の注書きか、そういうことで書いていただいた方が、はっきりとこういうふうに類型として入れてしまいますと、混乱がかえって出てくるのではないかと思います。

以上です。

山内部会長 ありがとうございます。

それでは、さっきのB先生の御提起の場合についても題を考えていただくということでもよろしいですか。それで、今の ページのところも、Cさんの御指摘があったので、少し修正をいただくということです。

そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

D出席者 光多先生資料の9の2ページ目の2の、57条、管理者の都合による任意解除。旧60条ですけれども、ここで先生がおっしゃっているのが、今までの議論と少し更に踏み込んでいて、任意解除の場合にはペナルティ+損害賠償はどうかと書いてあるので、これは多分今まで議論していなかったあれなので、どこまで強いお考えなのかということをお聞きしたくて、もういらっしゃらないのでしょうかないんですけれども、それに関連してお話すると、確かにここの任意解除の乱用というのは、ペナルティ、ペナルティが何を意味するかですけれども、というのと、あと、今、文言だと、事業を継続する必要がなくなった場合、その他の事由により必要があると認めるときはということで、必要があると認めるときには解除できるということになっていまして、ここがどれぐらい要件として厳しいかというところの御懸念かと思うんですけれども、若干私もそこは懸念がありまして、解除するとき公共の目的のためとか、公共の用に供するため、それだと国有財産とかの正当な保証をもって解約できるという、その辺の文言なんですけれども、ここに文言に入れるか、これはどういう事態を想定しているかというのを書くのはどうかな、難しいだろうなと思いつつ考えていたのが1点ぐらいありまして、ただ、選定事業者の不服申立ての条項とペナルティというのだと結構大きいんですね。今までの議論と多分。

ついでに言いますと、新たに入れていたところなんですけれども、31ページの(注)のところ、第2項の損害賠償等については、解除の事由を踏まえつつ、ここよりも多分、私が前回申し上げたのは、58条2項と59条の第2項というのは、58条の2項は、管理者の帰責事由、59条は不可抗力解除権なので、解除の事由を踏まえつつ、もし入れるとしたら、この第2部のところの第58条2項及び第59条第2項においても、解除の事由を踏まえつつ同様の考え方をとる、こっちの方がよろしいかなと思いました。

あと1点だけ、57条に関してなんですけれども、1項のところ、管理者等は、前条第1項又は第59条1項の規定によるほかと、これは要りますかね。このほか。というのは、この(注)と併せて読むと、ほかだから、注意的規定で、要は、管理者等は、事業を継続する必要がなくなった場合には、必要があると認めるときは解除することができる、なんですけれども、それを受けて、前項の規定により契約を解除したことにより、その損害賠償で、第2項の損害賠償についての注が損失補償と書いてあるんですけれども、前条第1項又は59条第1項の規定というのは、56条ですから、選定事業者側に帰責事由がある場合のときの話なので、ここまで含めて前項の場合とは読まないと思うんですけれども、法文の構成としては、あえてここに「よるほか」と入れる必要があるかなというのが、普通

に読むと分かりにくいかなということです。

山内部会長 今まで議論していないところなので、今ここでというのはちょっと無理だ
と思うんですね。それに対応するのは。だから、その辺のことは講学的な意味でお書きに
なっていて、今の（注）及び57条のところはいかがですか。

事務局 （注）は御指摘のように修正させていただければと存じます。

それと、57条も確かに「よるほか」というのは、公共工事の約款を見ながら右から左
へ書いたようなところがあって、確かに御指摘のように、58条は59条によるほかと全然
書いていないので、非常にアンバランスなので、ここはよく考えた上で削除してみたいと
思います。

D出席者 まあいいのかな。そこは、必要があるときというのは、要は無茶苦茶、必要
があるときだからあれだけど、どういう場合を想定しているかというのを、注か、文言か
何かで議事録に載っているからいいんですかね。

事務局 そこは、基本的考え方の方でかなり御議論いただいたところでありますので、
基本的考え方が参照に、実は全体なんですけれども、なるというようなことか、何か含ま
れるように表現を工夫してみたいと思います。

山内部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょう。

いただきました資料については、もしも加えて御意見があれば、ここで御発言願いたい
と思いますが、すべてについて個別にこちらから願いますということをしていたしませんの
で、それをお願いいたします。どうぞ。

E専門委員 意見書を予め出し、もう既に事務局が修正されている部分もあって適切で
ない部分も含みますが、付加的に御説明させていただきます。数点だけ私は問題にしたい
ところがある。

まず、第1点は、発注者と受注者の関係です。確かに公共施設等の管理者等は、公共サ
ービスの責任を担う主体で、発注者がかかる責任を一義的に担うという観点からは、それ
なりの優位性を持つということは当然ではあります。ただし、管理者のかかる特異性を認
めながらも、本当に合理的かつ具体的な理由がある場合に限って管理者の優位性を認める
べきだと思います。合理性がないところで優位性を定義しても意味がない。

具体例を示した方が早いでしょう。第9条、許認可ですが、第2項は、選定事業者が担
うべき許可手続ですけれども、これは官は協力になっています。一方逆の立場になる民の
第3項は義務。なぜ許認可に際し、選定事業者は協力で、管理者は義務なのでしょう
か。例えば、環境影響度評価が管理者の義務であったときには、「正当な理由がない限り」と
いう条件が書いてありますが、正当な理由であっても、無制限に管理者等が裁量性を持つ
場合には、その権利を乱用するリスクがある。例えばこういうのは認めるべきではないし、
そもそも許認可というのはお互いが取得できなければ事業は成立しないわけですから、果
たしてこれが本当に合理的か否か。もちろん合理性がある場合には、否定するわけではあ

りません。似たような事例が幾つか他にもありますが、ちょっと見てみましょう。

例えば第 12 条を見てください。これも条件変更のときのポイントですが、第 12 条の第 2 項の条件変更書に誤謬があったり、明らかに一致していない場合等ですが、当然修正されるべきです。ところが、第 2 項では 2 つハードルを設けています。まず 1 つは事実の確認。それとともに、必要があるか否かの判断。この 2 つのハードルを設けているわけですね。この 2 つのハードルは必要なんでしょうか。誤謬がある場合には、事実確認だけで変えるのは全く問題ないはずなのに、なぜそこで必要があると認めるという形で追加的に裁量性を管理者等がとるのか、これもよく分からないポイントです。恐らく確実に管理者の方が正しいという判断でもって書いているからこうなっているわけですね。こういうところは、「必要がある」ではなくて、選定事業者が自らの要求に合理性があると信じる限り、説明責任を選定事業者に課せばいい。そうすると、バランスがとれますよね。これにより、変なことを言わないようにという管理者の杞憂も排除できるのではないかと思います。

似たようなところが他にもありますね。例えば 22 条。これは私はよく分からないのは、事業用地の確保ができない場合をなぜ、管理者等の義務として構成しないのでしょうか。事業用地等が確保できない場合、工事の中止ではなくて着工不能事由でしょう。それはとりもなおさず管理者等による債務不履行事由であるはずなんです。

ところが、おもしろいのは、第 29 条に、事業用地が確保できないことによる損害については明確に補償規定がある。ですけれども、これは 58 条による、選定事業者による解除事由になっていない。もちろん間接的には解除事由に持っていけるでしょう。事業ができないんですから。なぜ明らかにしないんでしょう。片方では民に対し義務としながら、管理者等に対しては、非常に甘い構造になっている。こういうアンバランスは、契約文章として認めるべきではない、こういうふう思うわけですね。

そのほかには 54 条をごらんください。これはサービス対価の変更方法です。これも何かおかしいですよ。54 条第 1 項には、協議が整わない場合には、管理者等が定め、選定事業者へ通知するとある。なぜか第 3 項の民間事業者の場合には、協議が整わない場合は書いていないわけです。片方では明確に一方的に私が決めると書いてありながら、民間事業者の場合には全く何も書いていない。このアンバランスというのは非常におかしいとともに、真ん中の記載は殆ど意味がない。これは、協議開始の日の通知を選定事業者にできると書いてある。いかにも権利が民間事業者に与えられているように見えますけれども、ここで記載すべき、本当に必要な考えとは、協議に参加することを相手に義務付けることです。義務がなければ全く意味がない。例えば、この条文だけだと、たとえ協議開始の日を決めても、相手が出なければ、即ち、管理者が出る意思がなければ、無視されるだけじゃないですか。現実にはそういう事情が起こっているわけです。協定に幾ら書いてもそれを無視する管理者等がいる場合、明らかに協定上は明確にバランスのある文章を書くべきじゃないかと思います。

こういう観点から見ていきますと、修正すべき要素がかなりある。この考え方を皆さん

が、どう思うかということです。修文はすぐできます。物事の考え方として、合理性がある場合に限ってのみ、管理者等の優位性を認めるべきでしょうが、そうでない場合には、すべて基本的にイーブンにする形で管理者の裁量性を排除するような修文が必要になってくるのではないかと思います。

2点目は、A先生のご意見と似てますが、管理者等並びに選定事業者の間で、何らかの事象、問題が生じた場合、その解決を図るために協議に基づいて結論を得ようとしたときに、協議が整わない場合、当面の措置として、一方的にその判断基準を開示することなしに特定の判断を通知する考えが本当に適切か否かということです。これはA先生の考えと同じだと思いますが、果たしてこの一方的な判断、当面の措置という考えは本当に適切なのでしょうか。また、この文書には、措置、不服と書いてあります。一部の注意書きですよ。でも、これは適切な表現ともいえず、公の判断が正しいことを前提にした考えになる。まるで行政処分になります。不服ではなく、合理的な理由があり、正しいのは民ということで主張しているわけでしょう。係争とは官が正しく、民が不服をいうベースではありえないわけです。これでは、まるで行政処分になってしまいますね。こういうのは文書としても果たして適切なものかということが言えるのではないかと思います。当面の措置というのは、私はごまかしだと思います。これは一方的な判断であり、押し付けと変わらないわけですから、果たしてこういう考え方が本当に適切か否かということも考慮されるべきだと思います。

それとともに、3つ目の論点は、この文章そのものは、基本的には管理者の義務をできるだけ少なくして、選定事業者の義務はたくさん増やすような思想をもとに書いてあります。これが本当に正しいか否か、もう一度見ていただいて、できる限り公平な関係性にした方が、見る人にとっては分りやすい文章になるような気がいたします。

それともう一つ心配なのは、論点3に書いてありますが、紛争解決の手順が明確でないことです。なぜADRの議論をこれまでできて一言も書かれていないのでしょうか。世界のあまたの契約書には、協議のみでもって係争を係争として認知せず、協議の中に入れている事例なんかありません。協議は協議、紛争解決は紛争解決です。だからこそ法的なパスが見えなくなってくる。

その例が論点4になります。法令変更、今では44条、45条になったと思いますけれども、なぜこれが問題かといいますと、パス、手順がよく見えないわけです。一方の契約当事者による提案、問題の提示、協議による解決、係争になった場合等の対応という手順が良く見えてこない。例えば法令変更というのは、消費税の変更だとすぐ分かりますよね。すぐ計算でその効果が明確に解るわけです。一方、例えば建築基準法等が変更された場合には、効果は様々な形で間接的・直接的にでてくるわけで、精査し、評価してみなければ分からないわけです。後者の場合、一方的に通告という単純な形ではなくて、まず、事業者が提案を出し、果たしてこれが適切か否かを当然精査することになる。立証書類を出し、議論をして、これだったらある程度は認めてもいいという合理的な範囲で決まるわけです。

ね。そのプロセスが何もなくて、一方的に管理者が決めますと書いてある。果たしてこんなプロセスで実務的にうまくいくのでしょうか。請求、評価、議論、そして判定という手順が必ずあるわけです。ですけれども、判定も一方的に決めるのではなくて、私は、先ほどA先生が解決策は分からないと言いましたけれども、議論していて一方的に決めるのではなくて、合理的に合意できる部分と議論の対象になる部分があると思うんですよね。100のうち80合意していて、20が合意していない場合、80を合意し、実践しながら、20を争点に、肅々と係争手続をすればよい。恐らくこれがあるべき方向だと思います。100%イエスかノーかということはありません。お互いに管理者も民間事業者も合理的なリーズニングを持って議論しているわけですから、費用の多寡が議論の根本なんでしょうから、当然ありうべきコストとか、これは認めてもいいという合理的なベースがあるはずなんです。それを合意の上で、まず認めた上で、合理的な主張がある限り、堂々と議論されるべきだと思いますね。

そのためには、明確に係争手続というものを、たとえ我が国において係争手続は余りやっていないじゃないかといっても、やはりこの推進委員会があるべき方向性として、ADRとか係争のあり方というのを明確に示さない限り、日本に契約社会というのは根付かないと思います。そこまで踏み込んで、明確に係争処理というものを協議項目から離して1項目を設けて定義すべきだと思います。

いろいろと申し上げましたが、かなりの部分は修文で対応できます。ですけれども、基本的な物事の考え方、発注者と管理者と民間事業者の関係はどうあるべきなのか等に関しては、留意して訂正すべきでしょう。管理者が優位性を持つ場合には必ず合理的であるべきで、その説明責任があるべきです。それを立証できなければ、公平な立場で基本方針に則った公平性の原則、平等性の原則に基づいて、この文章は全面的に書き換えるべきだと判断します。

以上です。

山内部会長 ありがとうございます。

11月に委員会をやらなければいけなくて、時間的な問題もあると思うので、御指摘の点でどこまで対応できるかというのをここで協議したいと思うんですね。それで、基本的な考え方はそのとおりだと思うので、要するに、アンバランスといいますか、一方的に管理者あるいは発注者側の優位性というのは、アプリアリにはないんだということ、そこから始まって、ケースによって、確かに合理性の判断の中で優位性というものはある。そういうことですね。そこをまず明確にしなければいけない。まず、考え方としてそういうことが浸透するように皆さんの中で合意できることが1つと、それから、修文で具体的にその内容を直すということ、2つあると思うんですけれども、かなりの部分、おっしゃったように修文で対応できると、こういうことだと思います。

あとは、例えば、今おっしゃったこと、ほとんどそこから基本があって、協議不調のケースと当面の措置の問題とか、あるいは義務自体のアンバランスの問題というのもそうで

すし、それから……。

E 専門委員 ほとんどの部分は、先生ご指摘のとおり、修文で対応できるはずですが。ただし、あいまいなところはもう少し詳細に書き換えざるを得ません。そのところはこれは新しい考え方じゃないかといわれれば、議論が必要となると共に時間がかかります。あるいは、それをあくまでも一つの意見としてとどめながら上に上げるという手もありますよね。一定の議論があったことをリマインドしながら、最終案では無い形で、パブリックコメントにかけるということもできるわけでしょう、こういう方法で処理することも不可能ではないと思います。それは皆さんの御意見次第であります。

山内部会長 なるほど。おっしゃったように、もう一つ、そうなんです。パブリックコメントをかけるということが次の手続としてあって、さっきA委員もおっしゃっていたように、このところ、どうなるか分からないということに関しても、それを明示しながらパブリックコメントにかけるということが可能でありますので、その辺も含めてあれですね。

まず、修文できることについては、事務局とやっていただいて、修文する、あるいはここでもう少し意見を聞きますか、その辺、どうですか。

E 専門委員 皆さんの御意見をある程度聞いていただいて、必要だったら修文提案させていただきます。

山内部会長 なるほど。そうでしょうか。

いかがですか。どうぞ。

F 出席者 A先生のポイントで、協議がまとまらなかったとき、今、E委員の点も同じなんですけれども、結局、68条の関係者協議会の方へ来てしまうということですね。それで、68条の5項がその条文になっているんですが、協議が整わなかった場合で選定事業者がそれに不服があるというときは、ここの調停という手続になっているんですけれども、ここにみんな持って来られる形になっていますので、ここを充実させないと、協議が整わないと、普通の案件であればかなりの部分で協議でまとまるのが実務だとは思いますが、ぎりぎりやっても最後まとまらないときは必ずここにきますので、この書き方をもうちょっと工夫した方がいいのかなという気がいたします。

今は「調停人の調停より紛争の解決を図る」と書いてあるんですが、実は「別に定めるところにより」となっているので、これを定めない限りは結局何も書いていないのと同じことになってしまうので、本当にこれを調停でやるように推奨するのかどうかですね。そこを考えないと、最後のよりどころはここということになるかと思えます。

山内部会長 さっきAさんが指摘されたこととEさんが指摘されたこと、極めて大きい問題ですね。協議不調のケースでどういうふうにするか。ここにきてしまう。これを修文で充実させるというのはやるべきなんだけれども、今おっしゃったように、別に定めるといのは何かということと、調停をどう考えるかということがポイントですかね。その点、どうぞ。

事務局 2つ補足説明をさせていただければと存じます。まず、許認可と協議不調の場合、その2つについて補足説明をさせていただければと存じます。

契約のガイドラインが皆さんのお手元、紙ファイルの資料が付いていまして、紙ファイルの資料の一番頭に参考資料1というのが付いております。実はこの中に23ページをごらんいただきますと、23ページに許認可の取得という記述がございます。2番で許認可取得の責任分担という部分がございます。1行目には、許認可取得の責任と費用負担の義務が選定事業者にあることを規定するということで、5行ほど飛ばしていただきますと、管理者等は選定事業者から許認可の取得に協力を求められた場合、必要な資料の提出など、必要に応じてこれに協力する義務を負う旨が規定されるということがありまして、括弧の中では、そもそも民間事業者が監督官庁の事業許認可を得る、いわゆる各業法に係る事業等の許認可については、民間事業者のみが自己の責任をもって取得すべきことは当然であるが、各業法の規定の適用を受けない公共施設等の整備に係る許認可等については公共が主体であるため、不必要であった許認可を選定事業者が取得すべき場合等において管理者等が必要に応じ協力することとなると。

その次にただし書があって、ただし、管理者等が取得すべき許認可については、管理者等がこれを取得とする義務を負い、選定事業者はこれに協力する義務を負うと。非常に微妙に書いてあるんですけども、上の方には「必要に応じて」が入っていて、下の方には「必要に応じて」が入っていないガイドラインの記述でございます。

これは2つ問題があって、1つは、まさに業の許認可であろう。業の許認可の場合には、当然その事業者が取るとというのが1つでしょうし、あと、協力する義務を負うという文言であるとするならば、管理者は特に許認可の許可権者である場合もありますので、そういう場合について協力する義務を負うとまで書いてしまうと、許認可の公平性という観点から相当誤解を与える可能性がある。そうであるとする、管理者側の方は、まさに必要に応じ協力する以外のことは書けないのかなとも考えられます。

ただ、1つ許認可の点で非常に悩ましいのは、実は施設整備型のPFI事業の場合には、設計、建設、管理と、実は設計も建設も、あるいは管理者である場合も、ほとんどすべてPFI事業者が許認可を取得すべき者になっていまして、実際に管理者が取得すべき許認可というのは、どうもいろいろな例を聞いてみても余りなさそうだといいところがあって、どちらかという管理者が取得するというのは念のため書いてあるという部分があるもので、そこら辺の実態も含めていろいろ勉強してみて、ここは整理させていただければと思います。それが1つでございます。

E 専門委員 最低のラインは、管理者が非合理に行動しないことです。このために、何らかの歯止めがあればいいと思います。

事務局 もう一つ、資料4をごらんいただければと存じます。資料4で、これもまた厚い資料になって恐縮ですけども、資料4の16-32ページをごらんいただければと存じます。16-32ページで、契約に関するガイドラインにおける記述というのがあって、不

可抗力、法令変更による解除権の行使のところ、これの3つ目のポツをごらんいただきますと、不可抗力、法令変更ですけれども、一定の協議期間以内に、かかる協議について合意が成立しない場合、管理者等は不可抗力又は法令変更に対する対応方法を選定事業者に対して通知し、選定事業者がこれに従い選定事業を継続させるものとする、こういう記述がございます。

これが不可抗力、法令変更でして、それから、次のページの16-33ページをごらんいただきますと、16-33ページでは、不可抗力による損害の分担でして、管理者等が選定事業を継続することを判断し、かつ、一定の期間以内において、当該不可抗力による損害又は増加費用の負担等対応方法について上述の当事者間協議や合意に達しない場合、あらかじめ定められた損害等の負担割合等対応方法によることを管理者等が選定事業者へ通知し、選定事業者はこれに従う旨規定される、こういう規定がございます。

実は、これら甲が定め、乙が通知するというのは、これを引くのがいいかどうかというのはあるんですけども、公共工事の約款で類似の変更がされていまして、16-33ページの真ん中を見てくださいと、工期の変更方法では、協議開始の日から工期の変更について協議が整わない場合には、甲が定め、乙が通知する、という部分がございます。これは実は平成7年の改正で追加されたようでして、16-33ページの下から4行目を読ませていただきますと、平成7年の改正以前には、工期の変更は、単に「甲乙協議して定める」との規定があるのみで、どのようにして協議するのも不明確である。協議が整わない場合には暫定的な工期の変更決定も何もないうまま紛争処理手続に移行せざるを得ない等の問題点があった。このため、本条第1項は、工期の変更については、発注者と請負者が協議して定めるが、一定期間、協議を続けても合意に至らない場合には、発注者が工期の変更決定を行い、請負者に通知することとしている。こんな解説もあったわけでございます。

それで、原案の作成と途中段階で若干修正もしておりますけれども、とりあえずの考え方としては、とにかく事業を進めるものについては管理者側が一定の措置を示す。損害については、それは一定の措置は示さず、最終的な関係者協議会の方に行っていただくという考え方で整理させていただいたわけですが、非常に悩ましいのは、もしも一定の措置を通知するというものを完全に除いてしましまして、協議するということだけでとどめますと、協議は当然整わない限りは協議にならないわけでございますので、かなり強力な拒否権を選定事業者が持つ可能性が出てくる。ここらあたり、非常に悩ましいので、また御意見をいただいて必要な修正とかさせていただければと存じます。

山内部会長 どうですか。

E 専門委員 肅々とサービスを提供して、できる限り義務を履行するというのは、当然民間事業者がやるべき事業だと思いますね。何が問題になっているかは、事情によっても違うと思います。最終的に費用の分担だけが本来の係争の対象である場合には、一方的に判断するということは極端に裁量性を認めることになり、問題がこじれますね。御指摘の

ように、勿論問題がこじれるケースとこじれないケースがあるわけです。また、合理的に済むケースもあれば、合理的に済まないケースもあるというのが実態だと思いますよ。本当は。ですけれども、一方的にこのガイドラインを作ったときは、まだそこまで様々な事例も無い前提での話で、余りそこまで議論していない段階で作ったものですから、果たしてこのガイドラインの考え方が、今の実態、現実を踏まえて、本当に正しいのか否かというのは、検証しつつ、御議論されるべきだと思います。

山内部会長 その辺、いかがですか。皆さん、ほかの方。

C委員 今回の資格、あるいは許認可ということと言いますと、ガイドラインにするとときに余り明確に認識していなかったからこういう表現になったと思うんですが、まず第一に、許認可等で選定事業者が応募するときの必要な要件として、各省のあれなんかでも既にはっきり書いてありますけれども、資格がなければできない業務というのがあるわけですね。そういうものは当然のことながら選定事業者が既に備えていなければならない。選定事業者側の義務として明確なわけですが、その上に実際に事業を進めていく上で、例えば建設工事なんかで道路の占有許可だとか、それに附帯して、事業を進めるためには附随して必要になってくることがあるわけですね。そういうものをあらかじめ管理者等が取得しているようなものでないものが多いわけですね。おおむね細かいことが多いんだろうと思いますけれども、実際には事業を進めないで民間側が困ると。そういう部分については、民間側に全面的に責任を負わせるのではなくて、管理者も協力してくださいねと、そういう意味合いでもととのガイドラインは書かれている意味だろうと思うんです。だから、内容によってここを分けて記述しないとごちゃごちゃになっちゃって、そこで最終的に困るのは、PFIというのは公共の事業なんですね。だから、どこかでスタックしてしまうと困るわけです。だから、そのこのところを切り分けられるような記述にしておかないと、スムーズな事業運営ができない。そこは補足しておく必要があるだろうと思います。

G委員 過去の経緯を申し上げますと、契約のガイドラインを作った際に、今、E委員がご指摘になった通り、官民の間で協議が整わないことから紛争が起きるのは十分予想しておりました。その際の理解は、公共事業としてやる限りにおいては暫定的であっても事業を進めていくべきで、Eさんがおっしゃったように、コストを官民いずれが負担すべきかという点の問題を先延ばしにしたものでした。コスト負担について、発注者から十分な金額の提示がないと、当然それで賄えるかどうか紛争になります。兎に角工事は工事として民間にやらせて、最終的な費用負担については訴訟で決着をつけざるを得ないねということにして、その規定は除いてガイドラインを作成しました。それを、それではだめで、もう少し具体的な規定まで明示すべきだとして問題を明確にしたのが、PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方でした。この中で34ページに、紛争解決手続とありますが、このときに既に一通りの議論はしております。ですから、F先生がおっしゃったように、関係者協議会に関する5項の部分で取り扱おうとしているというのは正しい指摘です。そこで問題は、ここの手続をどうするかということにつける訳ですが、この規定

がもっと活用できるようになれば、理屈の上では解決できるはずなのです。ところが、この点がそう簡単にいかず、今のような説明振りでおわって、これ以上進めなかったことはご記憶にあると思います。今回作成し、公表する契約書案については、それ以上のものが纏めきれずに、ここで止まっているというのが私の理解です。この点について、再度、更に議論するには、現状ではちょっと時間がかかり過ぎることから、今回は、先ほどEさんがおっしゃったように、こういう問題があるということ为例え脚注か何かでふれて、具体的な事案においては十分検討する必要があるとした方が現実的だと思います。それはF先生おっしゃったように、手続が明示されていないと解決にならないというご指摘に対する回答なのです。要は、基本的考え方ときの繰り返しなのですが、明確な回答を出すには時間が足りないので、暫定的にこのようにしておこうと皆で了解したわけですから、今回もそういうことで進めてみては如何でしょうか。

E 専門委員 継続的にリマインドし、議論する必要性もあるわけです。

G 委員 ですから、脚注で、解決の方向性を示すことにしてはどうか、と申し上げているのです。

山内部会長 分かりました。そうすると、さっきの紛争の解決の云々の話と、今の許可とか許認可の話も。

C 委員 性格別に分けて議論をするということですね。それは今回間に合いませんが、まさに恥をしのいで今後明示するようにする予定とかなんとか書いておいた方がいい。

山内部会長 どうぞ。

D 出席者 1点だけコメントですけれども、紛争になっている具体的な事案をやっている実務家としては、大きな紛争だけじゃなくいろいろなあるんですけれども、たくさんあるんですが、工期の問題と費用の問題と、あと、一番、確かにE委員がおっしゃっているように、公共が合理性があって決めるというところは、例えば、安全性の問題でやり直した事例というのも私が担当しているやつであるんですね。それは、公共が最終的にはこれでいきなさいというのを決めないとどうしようもないので、その費用の問題はあるんですけれども、そういう意味では、そこに一定の合理性が公共側が決めてしまうというか、最終的には判断するというところもあることはあります。確かに手続的なところを書き込みたいし、実際にやっているのは、事業者からやり直しの期日と費用を出させて、これじゃだめだといってやりとりしているんですけれども、その経過をこの契約書の中に書くか、例えば病院のときの要求水準変更みたいな別紙のあれを書き込むか、それとも注に、関係者協議会の中でやるのか、関係者協議会も関係者協議会要綱とありますけれども、そこまでは詳しく書いていないですよ。だから、従前の経緯は私は承知していないんですけれども、その辺をただ触れて、どういう場合には理由があるとか、ある程度カテゴリーのようなどころを書いて、手続的な必要があるということは、決定をあらかじめ決めておく必要は高いということはどこかに書いておいた方がいいのかなと思います。

山内部会長 なるほど、事務局としてはその対応でいきますかね。

事務局 はい。

山内部会長 どうぞ、Fさん。

F出席者 今、G先生がおっしゃられたように、参考書のところではかなり深く議論しているので、今回の標準契約案の中で参考書に引用するというか、そういう連結関係をどこかで入れた方が、これだけを見ないで、参考書にもせっかくいいことがたくさん書いてあるので、それを何か作ると分りやすいかもしれないと思います。

事務局 確かに、資料1の中にガイドラインと基本的考え方が全く載っていませんので、そこはきちんと書かせていただきたいと思います。

C委員 前回もお願いしたんですが、いずれ注意書き的なものが必要になってくるだろうということで、単にここにただ注でちょっと出ているだけではなくて、各条ごとに、コンメンタル的にそれぞれのばらばらになっているやつを、各条に関係しているところをまとめて説明になるような形でやらないと、これは初めて見る人は、そうは言われても、昔、何があったと言われたって分からないわけですから、そういう努力を今後やっていきたいと思いますということをお願いしたいんですが。

山内部会長 分かりました。

Hさん。

H専門委員 私の方も事前にコメントを出させていただいておりまして、資料の中でいろいろ書かせていただいたところのかなりの部分、反映させていただいて、非常に感謝しております。大きな項目で2点ここでは述べさせていただきたいと思います。

まず第1点は、先ほどE委員の方から御指摘のあった点で、その中でも特にこのところは実務上問題になり得ると思われる点でございまして、新しい約款で言うと、資料1の8ページの13条に該当するところです。ここでは業務要求水準書の変更ということで、管理者等は必要があると認めたときは、業務要求水準書の変更を発議することができるということですね。ということは、これは入札条件で示された業務要求水準書を後付けで変更するケースです。ここで変更と書いてありますから、変更の内容というのは、増も減も右も左もいろんな対応がある。対応があるんですけども、現実の問題になり得るのは、当初の業務要求水準をアップグレードするような場合なんですね。あるいは追加的に項目を増やすような場合。ということは、業務量なり質が高くなって、コストが高くなるというケースが起こり得て、このような場合が一番問題になると思われるケースです。そのときに、この2項、3項によりますと、それに対してどういう影響があるかというのを選定事業者が逆に回答して、費用が増額する場合には、あるいは変更する場合にはそれを通知するんですけども、協議が整わない場合には一方的に管理者等が決めるという手続になっています。

ここで特に選定事業者、民間側として問題にしたいのは、業務要求水準の変更が、後付けで、なおかつ任意になされる可能性が非常に高いわけで、そういった場合には、それに伴って費用増加した場合には管理者が負担するというのが大原則ではないのかなと思って

おります。それがこの変更という言葉の中に紛れちゃっているので非常に分かりづらくなっていて、この条項を悪用しようということじゃないんでしょうけれども、このとおり解釈すると、明らかな変更があるのに管理者が最終的には勝手に決めるということになります。ですから、この辺はどのような書き方がいいのかというのは分かりませんが、このままでは実務上大きな支障が出るのではないかなと思っております。

それから、2点目は、その次、今の資料1でいきますと、41条に該当します。41条は22ページ、23ページです。これは、不可抗力によって損害が生じる場合に、選定事業者、民間側は100分の1を負担するということになっていますが、100分の1の算定の基準が「維持管理・運営に係るサービス対価」ということで、このままでは総額というふうに読めます。適切な具体例というのはなかなか思いつかないんですが、抽象的に言いますと、維持管理・運営のいろんな項目が例えば10項目あったとして、不可抗力によって損害を生じたのがその10項目のうちの1項目だった場合でも、要は100分の1を算定する場合には、この文言によると10項目の1年分というふうに読めはしないかというところですよ。

では、具体的にはどんなケースがということなんですが、例えばですけれども、施設に併設して駐車場を整備して、駐車場の運営を民間事業者が運営業務として任されたようなケースを考えますと、不可抗力、例えば地震でも何でもいいんですが、その駐車場がダメージを被って運営が中断してしまった。ただし、建物本体自身は通常に運営されていて、維持管理・運営も通常に行われているというケースを想定する場合に、ここで損害が何かというと、多分、駐車場を復旧して運営を開始するための費用かなと思います。

そうすると、それに対して100分の1を負担するんですが、その100分の1が、通常どおり行われている維持管理・運営すべてを含んでその1年分で100分の1というふうになると、全然関係ない維持管理・運営も算定に含まれて選定事業者が負担をしなければいけないということになりますので、細かい点かもしれないんですが、私のコメントとしては、部分的に維持管理・運営のサービスが不可抗力によって履行不能になったのであれば、その当該履行不能となったサービスの1年分の対価が100分の1というのが公平ではないかという趣旨でございます。

同等な規定というのが資料1の42条、43条にございますので、併せて御検討いただければと思います。

以上です。

山内部会長 これは対応は。

事務局 100分の1の方なんですけれども、後で具体の状況とか検討させていただきたいと思うんですが、ただ、もしも「履行不能となった当該業務」とだけ裸で書いた場合には、恐らく履行不能となった当該業務の範囲が何かをめぐって、かなり個別に紛争になるという可能性が強いかと思います。恐らくこれをやるとしたら、この業務、この業務、この業務と3つぐらい初めに書いておいて、その類型がそもそもあったらこれだという感じでないと、後に問題を残すかなと思います。

それと、これもまた作り方の分かりにくさかもしれませんが、41条のもともとの方では、PFI施設に関する損害を除いていますので、したがって、その意味では、駐車場が損壊したというのは、BTOの場合には23ページの(注3)の4を書かない限りは、選定事業者は100分1負担がないという前提で書いておりますので、御指摘のような話であるとすれば、それは非常にレアケースになってくるかなと存じます。

以上です。

山内部会長 今、H委員がおっしゃったようなことを、逆にそのことを注で書けないかなと思います。

事務局 ちょっと工夫してみます。

C委員 注で書かれるということであれば、今までの中で若干混乱を引き起こすのではないかというところの中に、今、H委員が御指摘されたのは、ある一定の同時期において、同時にある事項について、10とおっしゃいましたけれども、10のことについて、何かここで読んでいくと、すべて一度に10だという議論と、そのうちの特定の1とか2とかいう項目を議論するということが分けていないから出てくる混乱という意味合いで御指摘があったのかなと、部分的に言えば、思うんですが、更に見てみますと、例えば、建設の段階と維持管理のみの場合と中核業務のときと金額の規模が違うわけですね。かつまた、金融の資金調達の面から見ますと、建設に必要な事業資金、それを調達する期間と、それが終わってから引き続き融資がずっと続くような場合に、それをごちゃごちゃにしていると、やはり公平性だとか、あるいはトラブルのもとになるということが起こり得ると思うんですね。

つまり、これは今、簡単に言いますと、個々の項目を縦軸にとって、横軸に時間とか、段階別に、それだけの違いが出てくるんですよということと、もう一つ、増加費用ということで、おおむね大体増加費用が問題になるんだろうと思いますが、じゃ、通常の変動の範囲内という場合には、あくまで選定事業者の負担が解決するということになっているわけですね。それはそういうことだろうと思う。ところが、減少したらどうだろうか。これは具体的に言いますと、例えば金利なんかで、高金利時代に契約が結ばれて、それに基づいて契約も全部進んで、事業も進んでいきますと、途中で、まず、大体建設がありますと、数年で終わるわけですね。金額がえらく変わらない。そのうちに金利環境が変わってきますと、どんどん減ったりするわけですね。じゃ、費用が全体では減るという可能性が十分ありまして、その間に全期間をスワップしているという議論があるかもしれませんが、普通はそういうことをするわけじゃなくて、解除のペナルティを払ってもコストが安くなれば、金融の費用を減らすんですね。じゃ、その減らした分はどちらに属するのか。費用減というのは、イコール会計的に逆に言えば、片側に言うと、利益増なわけですね。その利益についてだれがとるのかということも議論になるんだろうと思います。これを今この標準契約の中で明解にそれを書くというのはなかなか難しいことだろうと思っていますから提起しなかったんですけれども、一応注あたりにそういうことも含めて今

後提示するような、あるいは説明するように入れていただいて、先ほど触れましたコメントのところで十分な議論をして、そこを議論を尽くして提示しておくということが必要なのかなと思います。

山内部会長 おっしゃった前半の方は、さっきH委員がおっしゃったことの。

C委員 それは同時期で。目の前に見えておるのが幾つかある場合に注意してやりなさい。しかし、それは考えてみれば、横でもありますよということ。

山内部会長 そうですね。

後半の方は、スワップとかそういう形の利益が出た場合というのは。

C委員 それは1つの事例です。

山内部会長 なるほど。分かりました。どうぞ。

G委員 Hさん、確認なのですが、仰っておられるのは3の第15条、今は12条ですか。

H専門委員 13条。

G委員 これは、先ほども引用しましたPFI契約に際しての諸問題に関する基本的考え方の15ページ。紙ファイルの中で、契約に関するガイドラインの次に入っている資料をご覧ください。それが直近で一番議論して作成した資料ですが、その15ページにサービス内容、変更要求とある表があります。これは、管理者等が要求水準の変更を求めた場合に、このコストでは求められているサービスの提供ができないときの手続きについて説明しております。見積もりを含むとありますが、それを提出して協議をして、合意が得られない場合には、民間事業者は契約から離脱することができるということにして、官民間でのバランスをとっております。

Hさんがおっしゃったことは難しい問題だということ承知しております。運営費が増える場合には、サービス対価が増えないと、SPCは事業を継続することが出来ません。これは、病院PFI案件のときの事業契約の規定を元にしておりますが、基本的にイギリスのPFI案件での契約は全部この形のはずです。Eさんは実際にBOT案件の責任者をなさってこられました。これでいいんですね。

H専門委員 考え方は確かにこうだと思います。だけれども、拒否できる、あるいは契約を離脱するということになると、相当大変な事態になってしまいますよね。それで、こちらの方は、病院等の運営がまさに肝になる重要事項であるから、それはそれで合理性があると思います。今度こちらの13条を見ると、拒絶できるとか契約から離脱できるとかというのは書いていませんよね。だから、そこがまず1つ問題なのと、ただ、契約から離脱できるというのが何か選択肢としてあるのかとか、回答として合理的なのかということ、なかなかこれは施設整備型を議論しているから、そこまでいっちゃうと。

だから、よくあるのは、施設整備の段階で言うと、当初このぐらいのグレードを考えたんだけど、大幅にグレードアップしたいとか、設備の機能をアップしたいということで、それは要求として分かるわけです。私が言いたいのは、そういう要求がアップするよ

うなものであれば、原則は費用負担はまず官がしますよと。ただ、その査定だとか金額の合意はまた議論がありますねということです。ところが、これはニュートラルに書いてあるから、その原則がどこか書いていなくて、要は、どのくらい上がるのか、コストインパクトを報告してくださいと。調整が整わない場合には官が決めますよと書いてありますので、そうすると、シチュエーションに対応した原理原則が述べられていないのではないのでしょうかということです。

E 専門委員 やはり、先ほど申し上げましたが、例え暫定的であっても、まず支払うべきですよ。問題は費用の多寡のみではなく、絶対費用として必要な部分が存在し、このレベルの範囲が違うだけで、高過ぎるとかなんとか言ってもその差異はほんのわずかでしょう。これを全て支払わないではなく、暫定的に支払い、異論のある部分だけは確かに議論した後で処理してもいいじゃないですか。でも、まずは払ってください。最低のところはねというのが基本じゃないでしょうか。

H 専門委員 そういうことです。

C 委員 今議論しているのは、1丁目1番地の標準契約だということなんです。先ほど、G 委員が病院の経営ということをおっしゃいましたけれども、病院というのは特殊なところがあるんですが、外した方がよろしいんだろうと思いますけれども、ここである議論というのは、要するに中核業務が大きい場合にも、ある部分を外して他の業者がやるというようなことというのはあり得るわけですね。中核業務は建設整備とは別にやる場合。だけれども、よく考えてみますと、ここで箱物で施設整備。維持管理というのは、要するに自動ドアがちゃんと動くだとか、エレベーターがちゃんと動くとか、そういう施設に対してまず切り離せないような維持管理業務を対象としているわけです。

そうしますと、契約の一部解除だとか離脱とかやめちゃうとかいうのは、業務そのものにスタックのある可能性のある部分になっちゃうので、その部分は今あった議論はちょっと離れて、一体で、基本的にはどうやってこの施設を運営継続していくか、利用継続していくかという観点に立って、両方が議論してやっていけばいいんですが、そこでも議論の進め方をこれは余り明示していないですね。つまり、法令だとか、あるいは業界慣習もあるかもしれませんが。そういうことで、当然に両者異論なく合意できるようなことがまずあるわけですね。その次に、なかなかあいまいな、あるいははっきりした規定はないんだけど、双方が、まあ、そうですねと合意できるような内容がある。そこまでで決着すればいいわけです。

ところが、そうでないその他があるわけです。双方が言い分が違う、あるいはコスト負担についての主張が違う。そういう部分について、はっきりと事前に分かるようなことは規定しておきましょうと、こういうことだと思うんですね。

だから、まず、注書きにするか、あるいはコンメンタールに書くかあれですが、まず最初に、トラブルというか、相互の考えにそごが生じたときに、まずそこを整理して、さっき言ったA、B、Cと分けましたら、まず問題になるのは外して、その次に両方議論して

協議を整えるのをまず外して、最後に残った部分をどうするかということについては、明解に分かるだけのことを挙げて、それについての規定を決める。

そのときの考え方としましては、あくまでも公共事業だという観点に立てば、なるだけ業務が存続できていくように、暫定的に期間を合意してとにかくやってみて、その費用はどっちかがもって、それについて後で負担を確定するとか、そういうようなやり方を規定していけばいいのかなと思います。

山内部会長 ありがとうございます。

G委員 済みません。訂正です。私が勘違いしていました。施設整備の段階であれば、今のご説明で構いません。

6条、8条の関係者協議会等でどう規定するかという問題は残るとしても、こちらの条項で解決するという前提で進めるのであれば、最も合理的なのは、Eさんおっしゃるように、手続について脚注で規定することで構わないと思います。確かにどこかに条項を設けた方がいいのですが、時間の制約もありますから、脚注で、こういう提案をしたときには見積もりを提出して、それをもとに官民間で協議をしていう手続を経た上で暫定措置をする、ということを説明する。

E 専門委員 暫定的に。

G委員 そうそう。それだったらいいでしょう。

E 専門委員 それだったらいい。

G委員 そうであれば、この8ページの13条の4項のところに脚注を付けて、手続規定を入れる。こういう手続を踏んだ上で、紛争になったときには、先程から議論している調停の5項に持っていく。これで良いですよ。Eさん、おっしゃったいろんなところも全部調停に行くよということになります。その調停に行く前にこういう手続を踏まないとだめだよと、同じ脚注を入れれば足りる訳ですからね。

E 専門委員 合理性判断基準とか民間にも解り易く、説明できるような判断基準を明記することにより、関係性のバランスがとれると思う。

G委員 そうです。当初契約を作ったときに、合理的な理由がある場合というような条件を含めて規定したのは、こうしたことは念頭に入れたうえでのことです。理由がないと。合理的な、と入れると、全部そこを理由として、合理的であったかなかったかということ争えるから、そのようにしていたのです。

山内部会長 ありがとうございます。今の要求水準の変更のケースはそういうようなことで処理させていただいて。

事務局 ありがとうございます。

C委員 そこで1つだけ、前にも議論になったんですが、注意しなければいけないのは、これは要するに競争入札でやるわけです。1つの業者を決めるわけです。多分いろんなことがあるであろうからということで、優先交渉権者と話し合いをして、最終的に決まるという過程を想定をされていたりするわけです。ところが、その後でいろいろ変更があった

場合に、要するに、落選した他の業者から見ると、いかにも不公平である。こういうのは毎度毎度出てくる議論なんです。だから、ここの範囲を決めておかなければいけない。後々の変化、変動の中に、通常の、あるいは一般の変動範囲と。非常にあいまいですけれども、ここもなるだけ明確に何かを基準にするとかと同時に、後で契約変更になるときに許容される範囲ですね。そのめどをある程度書いておくか、あるいは注書きとかないと、ここのところはやみくもに協議が整えば何でもいいということにはならないので、そのところだけ注意が要ります。

E 専門委員 それは英国などでは、当初の競争による入札の公正性を損なわないようにという条件を付け対応していますから、我々も同じ考え方がいいと思います。

I 委員 昔、私がやった案件で、高さ制限で上を切った案件があったけれども、そのときは、もう一回審査委員会として当初の公正性が保たれるかどうかというのをやったことがあるんですけども、そういうことかもしれません。

山内部会長 済みません。Jさん、お待たせしました。どうぞ。

J 専門委員 もう今までかなりいろいろ言われていますが、要するに、今の話も含めて、契約条項の文章、条文にはなかなか落とし込みにくいのですが、実は、考え方というのがあるわけですね。入札の公正性を損ねないようにということなど。そういうことは注で書くしかないということで、作業は大変かもしれませんが、注で落とし込んでいただくということかと思えます。E委員がおっしゃったような、管理者と選定事業者との関係がきちんとバランスとれるように、管理者に有利にならないように。それも考え方なので、修文で対応するにしても、考え方という形で示せば、まず注でいいと思うのです。

そもそも標準契約なので、条文を作るときに限界がある。これは致し方ないと思います。関係者協議会に全部流し込むようなことになれば、もっとしっかり作っておきたいというのがありますが、別に定めるという形でも、取っかかりを入れておくと、いつかは定めなければいけないという機運は十分残りますので、結局これをきちんとした形にしなければいけないという方向につながるの、やむを得ないかと思っています。

許認可の話とか、それから、どちらが本当に主体になっているかということは、近隣住民の説明の責任も含めて全部つながる話でありまして、標準約款ですから、先ほどC委員も言われたと思うのですけれども、ローマ数字の のところの対象についてというのでも非常に粗いわけですね。本当に中規模かどうか分からないところです。要するに、施設整備型といっても、迷惑施設からいろいろあって、近隣住民にとっても大変な説明をしなければいけない場合に、それを選定事業者にやれと言ってよいか。いろいろな施設があるので、この対象をこう書いてしまうと、非常に抽象的に広がるので、施設にはいろいろなものがあるので、できるだけ、書き切れない分を注に示すしかないと思います。それが標準約款の限界ですし、そういうふうに読んでいただけるように、この辺も注意して書いていただければと思います。

山内部会長 さっきCさんがおっしゃったように、この辺の書き方をもう少しきめ細か

く書く。それと考え方の問題と、条文に書けないところは注でという御指摘。

そのほかにいかがですか。どうぞ。

K 専門委員 また細かい話で、この間も議論させていただいた 56 条の 3 項のところ、違約金充当のところですが、これは資料 4 の 16 - 69 が添付されていて、多分そこを論拠にされているということだと思んですが、標準約款におけるものをそのままとってきて、保険金をもって違約金に充当することができるというように書いてあります。これは実務的にはかなり履行保証保険契約というところに依拠した形で事業契約が作成されており、要は、いろんな形でやるのが可能というより、まず保険料が払われるわけなので、これを違約金に充当して欲しいという点です。金融機関としては、ここの履行保証保険契約というのをかなり重要視してしまっていて、要するに保険会社が違約金に関するリスク負担をしていただけるといったところも、融資をする 1 つの判断材料になっているということです。ところが、「充当することができる」ということで管理者が違約金を直接請求されてしまうと、保険金が請求可能な状態であるにも係らず浮いてしまうケースがあるわけなので、ここは「充当する」と置いていただきたいと思います。

事務局 もしほかに御意見がなければ修正させていただければと思います。

C 委員 ここのところは、ちょっと問題を複雑にして申しわけないんですけども、一般的な事例でエクイティが小さいケースが多い。いの一番は特に箱物でございますから、SPC の保険金が、資本金が小さかったりするんですが、その資本金の部分と、あるいは保険、前回は申し上げましたけれども、プロ保険と自家保険、この考え方をもっと整理して、どうするか、このところが余りできていないというのが私の率直な感じ。

例えばどういうことかといいますと、履行保険なんかについて言えば、SPC がつぶれるかつぶれないかということで、これは一度しかつぶれないんですね。これは非常に重要なことなんです。ところが、保険会社からのリスクを考えますと、保険料率算定の中は、要するに一回しかつぶれないということではなくて、いろんなケースがありますから、特にいろんな業務の履行保険というのは恐らく、こう言い切ってはあれですが、非常に料率が高くなってしまおうという傾向が、例えば自動車保険なんかに比べますとあるんだろうと思います。

ところが、具体的に 1 個の事例で見ますと、資本金があっても、100% 資本金でもしやっていたら、大体トラブルというのは 100% 全体に起こるわけではないわけですから、損害が起こる部分というのは一部ですから、極端なことを言えば、エクイティの範囲で賄えちゃうかもしれないですね。そうすると、保険なんて要らないんじゃないかという議論になって、極端なケースでは考えられるわけです。

それと、もう一つは金融機関は DA で、だめな業者だったら、要するに、変えましょうと。金融機関さん変えていいですよという考え方に立っている。それも全体の費用が減らせるのではないかという発想に立っているわけです。だから、突き放したように、お互いに面倒な人間が集まってきて、リスク分担をどうするかという議論とちょっと違うわけで

すね。だからとって、選定事業者にすべて負担を負わせるということも当然合理的ではないわけです。そういう中で、公共事業という性格のものをできるだけ継続して行おうということであれば、いきなり法的措置に行ってしまうということも困りますし、じゃ、民間事業者が金を出せと。これは連帯保証と書いてありますけれども、連帯保証人というのが本当にいいのかどうか。こういうこともあります。今回の結論だけでもし言わせていただければ、いきなりいの一の標準契約で一発でそのところをきちっと切り分けて書くのは、正直難しい。その難しいという認識をちゃんとしていますよということで、とりあえずおさめていただくしかないのではないかと考えています。

事務局 議事録をきちっと読み込んで、必要な修正をさせていただければと思います。
山内部会長 どうぞ。Lさん。

L出席者 私の方も意見を出させていただいていますので、簡単に御説明したいと思います。

前回に引き続いて、今回は4項目ほど出させていただきました。この中で特に一番最後のところについて御説明させていただきます。

まず、意見のところをごらんいただきたいんですが、維持管理・運営段階で、選定事業者が管理者等に損害を与えた場合、そういった場合の損害賠償規定を追加してはいかがという提案です。理由といたしましては、維持管理段階で不適切な維持管理・運営によって什器が損傷したとか、あるいは入居者の業務上の損害が発生したとか、そういった場合が考えられます。維持管理・運営に係るサービス対価を減額するという方法もあるんですけども、通常、これは業務を怠った場合のその部分の対価を払わないということになると思われますので、損害賠償規定が必要ではないかと思えます。第三者損害についてはすでに規定がありますので、第一者、二者と言うんでしょうか、契約の双方間の損害についても規定が必要ではないかと思えますので、御検討いただければと思います。

それと、もう一つが、先ほどから議論となっている公平性、あるいは通知の問題です。公平性については、当然公平でなければいけないとは思いますが、ただ、PFIの場合は、役割が管理者と事業者では異なります。可能な限り民間事業者に任せるということがPFIの基本ですので、それぞれの役割に応じた書き方というのが必要になってきますので、事業者任せるという書き方になるのが自然のことなのかと思えます。そういったことを配慮していただいて、公平性についても規定していただければと思います。

また、管理者からの通知ができずに事業が遅延するとか、あるいはコストが上がるということが仮に生じた場合に、甲、管理者、あるいは事業者間で協議がなされて、事業者、管理者間で合意したとしても、最終的には国民が迷惑するということになりますので、そういったことにならないように、是非御検討いただければと思います。

以上でございます。

山内部会長 ありがとうございます。

後半の話は考慮させていただくということで、最初のところはいかがですか。

事務局 いろんなほかの民間事業者の方の御意見とかそういうものも踏まえて、もし必要ということであれば、ちょっと時間は必要だと思いますけれども、対応させていただくことになると思います。

山内部会長 ありがとうございます。

それでは、Fさん、どうぞ。

F出席者 先ほどの保険の充当のところなんですけれども、私はK委員に賛成で、せっかく保険をかけてリスク分散を図っているにもかかわらず、そうじゃないルートをとられてしまいますと、当初のリスク分担が変わってきてしまいますので、ここは「できる」ではなくて「充当する」ということでやった方が整理が明確かと思います。

山内部会長 ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。どうぞ。

M専門委員 資料1の契約書(案)ですね。経営状況の報告ということで、37ページの第69条第2項ですね。選定事業者は、毎事業年度、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、管理者等に提出しなければならない、とあります。事業計画だとか資金計画、どんなものかというのを示していなくて、ちょっと漠然としていて、また、これに対してひな型だけを示しても、各事業によってそれぞれ管理の仕方も違うであろうし、かえって形式的な書類を作ることに終わってしまいそうですので、継続的な公共サービスを提供する能力があるのかどうかというチェック目的であれば、そういうような状況になったときに適宜資料請求ができるような状況にしてはいかがかなと。

第6項に、管理者等は、必要があると認めるときは、その指名する公認会計士又は監査法人に選定事業者の財務状況を調査させることができる、と、いきなり外部に頼むようになっていんですけれども、まず、当事者として経営状況を把握できるような、また、今後の予定について、計画について把握できるような資料が徴求できるような体制にして、それとプラス現行の第6項における条文を生かす方向でいかがかなと思っております。

以上でございます。

山内部会長 ありがとうございます。

この点、いかがですか。

事務局 ここの分、実は、幾つかというわけでもないですけれども、例えば、最近、破綻した事業もありまして、その破綻した事業において反省点として、かなり早期からきちんと財務の状況をチェックできる体制がなかったんじゃないかということを経営管理者の方からもきていますし、こういう点、かなり重要な事項にもなるかと思います。公共施設の広く意見を聞いて、もう一度御議論賜るようなことにさせていただければと思います。申しわけございません。

E専門委員 第6項は費用分担を書いていないですね。必要があるということを出するのは管理者等ですから、管理者等の費用負担によりという文章を挿入し、費用負担のあり方を明確にする必要があります。

G委員 まあ、それはそうです。

C委員 今のところで2点ばかり。御指摘のように、具体的な財務関係の処理、BSP、LCFというようなことと、その補足資料ですね。そういうことを具体的に挙げた方がいいんですが、こういう書き方。これは注書きか何かでそういうところに触れていただきたいんですが、ただ、監査なんでもございますが、6で、必要があると認めるときは、調査させることができるということなんですが、事業ごとによって、小さいのに定例的な監査が必要なかどうかということが当然判断されると思います。事業によっては、提出する財務資料に関しての監査を義務付けるケースも当然あり得るんだと思うんですね。上場だとか、あるいは市場に提供される、ピンクシートみたいな上場とは言えないようなケースでも監査を義務付けているということもありますから、そういうのを義務付けるかどこについての規定があるんだろう。

その場合には、当初からそれは決まっていることですから、每期ごとの期間の監査というのは、直接的には選定事業者の負担になるんだろうと思いますが、最終的には、究極的にはサービス購入型を想定していますから、それはサービスフィーの中から出てくることになるかと思いますが、6に関して、必要があると認めるときはという必要ですけれども、何を必要かというのがここはある程度触れてこない、例えば業務の継続に重大なる懸念を生じたときとか、そういうことがあるんだろうと思いますが、そういう何らかの内容的なことを書いていないと、必要というのは何だという議論に発展していかないと思いますので、そこのところを触れていただく。

もう一つは、この範囲がSPCを前提にしているわけですね。当然契約当事者として。先ほどの事務局当局の方から触られたのは、実はSPCの主要構成メンバーの財務内容の問題だったわけです。言ってみれば親会社ですね。親会社がいきなり破綻してしまうとどういうことが起きるのかと。そういう場合があるわけですね。それを必要があると認めるときなのか、あるいはSPCの構成メンバーである程度条件を付けて、決定的に経営権を握っているようなケースを、これを上場会社と、あるいは連結の条件である程度一般に付している条件がありますから、それに相応するような条件を規定して、言ってみれば親会社に相当するような会社についても同様の資料を提出する、あるいは調査を要求するところまで入れるかどうかということ、今、事務当局でおっしゃったトラブルのもと、実はそこなんです。だからSPCにだけ求めて解決することばかりではない。その場合に費用負担をどうするか。これは当初から考えていることは、SPCが基本的には負担するのが通常のケースでございますけれども、そうでない特異なケースについての費用負担についても、もし考えるのであれば触れておかなければいけないということになるかと思えます。

山内部会長 今の2つの点で、前半の点はいかがですか。

事務局 かなり重い課題ですので、関係者の方も。いろいろ意見を聞いて対応させていただければと思います。

C 委員 必ずしもこの標準契約に全部盛り込む必要はないと私は思っています。だけど、現実にはそういうことがあるんですということで、ここに書いていないからといって調査しなくてもいいということではないということが分かるように書いていただきたい。

山内部会長 了解しました。ありがとうございました。

そのほか。

D 出席者 質問。

山内部会長 短めに。

D 出席者 1点だけ。65条、さっき通常受当のところではふんふんと言って聞いていたんですけども、これは、要は契約解除したときに、SPCが第三者から受ける損害について、当該第三者に生じた損害であって、通常受当なものに限るよ、合理的なものだよという、それはそれで、公示的にはいいんですけども、これは、ファイナンス契約で、例えば銀行が中途解約して、中途解約のスワップレートコストとか、あと、将来についての逸失利益、いろんな計算の仕方がありますけれども、それをSPCに請求する部分も入っていますかね。そうすると、それって必ずしも現に生じたと読めるのかなと。もしくは、受託者と契約した中で、違約金として決めていると。例えば、現に生じたものじゃないけれども、一定の金額を決めているものも、合理的であれば私はいいと思うんですけども、現に生じたというのは、必ず実損があるということを証明しなくてはいけないとしたら、もしファイナンスのところが入っているとしたら、それって結構重いかなと。銀行にとって。もしくはSPCにとってというところなんですけれども、ここは通常受当は別にいいんだけど、そのファイナンスのところも現に生じたというのは、将来の得べかりし利益も現に生じているのかなと。これは両方含むあれですか。

事務局 原案を作成するとき、確かに前提にしていなかったもので、そこは誤解を生じないように工夫させていただきたいと思います。

山内部会長 どうもありがとうございました。

済みません。まだまだ発言をされていない方がいるんですけども、時間がそろそろまわりまして、今日はかなり多くの指摘をいただいて、特に、修文すべきところがあると。それをEさんから随分言われたところがあるので、それをやると。それから、ほかの委員からも言われたところがありますので、それをやっていただくということと、それから、修文できないところは注に落とすという必要性があって、考え方とか、あるいはケースとか、それを注に落として明確化するという作業をしていただくというのが1つですね。

それから、全体に、さっきEさんの最初の問題提起で、対等な関係というのをいかに生かしていくかということで、それでも限界があるんだという御指摘もあった。それを踏まえつつ、それが分かるような形の理解だし、それから、今後の議論につなげていかなければいけないということだと思えます。

それで、私の提案なんですけれども、そういうことを修正していただいた上で、資料1の1ページ目の留意事項のところは1から5まであって、これを皆さん見ていただいたん

ですけれども、6番目に、この状況ではまだまだ更に検討する必要があるということを入れていただいて、完璧バージョンじゃないんだということを前提にした上で、この部会としての取りまとめという形にさせていただきたいと思うんですけれども、それによろしゅうございますかね。

ありがとうございます。

今後のあれですが、修文していただいて、分からないところとか、いろいろ御指摘の先生方とか、委員の方と打ち合わせしていただくという必要があると思います。それをもって修正をしたということにして、次の委員会にお諮りをしたいと思います。その委員会で審議をしていただいて、委員会するとき、私の方から報告ということになりますけれども、委員会の審議を経た後にパブリックコメントを実施すると。そこで提出された意見を踏まえて、更にまた総合部会で検討を進めるという手続になるということだと思えます。

先ほども、もっと皆さんの意見を聞いてみないと分かりませんねと言ったことが何点かありましたので、まさにそのプロセスを通じて、これを修正していくということにさせていただこうと思います。そういう手順でよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、もうほとんど時間もございませんので、皆さんの御了解をいただいたところで、本日の部会を終了させていただこうと思います。本当に長い間御協力をいただきまして、どうもありがとうございました。これにて閉会とさせていただきます。